

八王子市空き家の適正管理に関する条例をここに公布する。

平成24年12月19日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市条例第48号

八王子市空き家の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市の区域内にある建物で、現に使用の実態がないものをいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 空き家の建築資材等が飛散することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定の者が空き家に容易に侵入できることにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態

(3) 所有者等 空き家を所有し、又は管理する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態の空き家の所有者等と当該空き家が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家が、管理不全な状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民は、管理不全な状態である空き家があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

(調査)

第6条 市長は、第4条の規定による適正な管理がなされていない空き家があると認めるとき又は前条の情報提供があったときは、その職員に、当該空き家の状況、所有者等その他必要な事項を調査させ、又は所有者等に対し質問をさせ、若しくは資料の提供を求めさせることができる。

2 市長は、前項の場合において、その職員を当該空き家の敷地に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第7条 市長は、前条の調査により空き家が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家の所有者等に対し、これを改善するために必要な措置について助言することができる。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、第6条の調査により空き家が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家の所有者等に対し、これを改善するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、相当の期間を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることが

できる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令をしたにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、その者の氏名又は名称その他市規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、市規則で定めるところにより、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、空き家の管理不全な状態を改善するため必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係機関に協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。